

徳島県告示第349号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 まさば及びごまさば太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量
現行水準
- 2 ぶりに関する知事管理漁獲可能量
試行水準